

悪質商法には

# だまされもはん!!

この冊子はHPでも  
見ることができます。



NO!

NO!



## 目次

ページ

ページ

1 うそ電話詐欺 .....1

2 SNS型投資・ロマンス詐欺...3

3 点検商法 .....5

4 貴金属などの訪問購入 .....6

5 強引な電話勧誘・送りつけ商法...6

6 レスキューサービスの契約トラブル...7

7 スマホとのセット契約トラブル...7

8 催眠商法 (ハイハイ学校)...8

9 マルチ商法・ネットワークビジネス...8

10 インターネットのトラブル...9

11 通信販売トラブル.....10

12 クレジットカードの仕組みを知ろう!...12

13 多重債務などの借金トラブル...12

14 契約とは?.....13

15 クーリング・オフを活用しましょう!...15

16 クーリング・オフはがきの記載例...16

17 消費生活に関する相談窓口...17

鹿児島市消費生活センター



099-808-7500

鹿児島市山下町 11 番 1 号  
FAX 099-808-7501

相談時間 (平日) 9:00~17:15 ※来所相談は原則電話での予約が必要です。

ご存知ですか？

## 鹿児島市消費生活センター

消費生活センターでは、買い物のトラブルや悪質商法・多重債務などの相談を受け付けています。

また、消費者トラブルを未然に防止するため、町内会や高齢者クラブなどの依頼に応じて、消費生活出張講座を開催しています。（無料）

こんなときは

**消費生活センターにご相談を！**



① 買い物やサービスの利用など契約・取引に関するトラブル

② 多重債務（借金）をなんとかしたい！

③ 商品の使用による事故やトラブルが起きた！

④ そのほか消費生活に関すること



消費者トラブル情報をいち早く **LINE** でお届けします

### 消費者トラブル情報の配信

鹿児島市 LINE 公式アカウントで、本市に寄せられる最新の消費者トラブルや身近な消費生活情報を配信しています。

「鹿児島市 LINE 公式アカウント」を友だち登録後、「受信設定」→「消費者トラブル情報」から必要な情報の受信設定をしてください。



市ホームページ  
「消費者トラブル情報」

# 1 うそ電話詐欺

うそ電話詐欺とは、電話やはがきやメールなどを使ってお金をだまし取ろうとする詐欺です。もっともらしい話をして、お金を振り込ませたり、個人情報聞き取ろうとしたりします。

## ① 架空料金請求詐欺

利用していない架空の情報料など請求し、お金をだまし取る手口です！

(+1からの着信⇒音声ガイダンスが流れ)  
「通信料金の未納がある」  
「2時間後に電話が使えなくなる」「オペレーターと話す方は1番を押すように」

(スマホ画面で)

・「消費料金に関する訴訟最終通知のお知らせ」  
・「有料動画の料金未納が発生してます。本日中にご連絡がない場合法的手続きに移行します」



(ショートメールでカード会社を装い)

・いつも〇〇カードのご利用ありがとうございます。お客様のカードは不正利用されたため一時停止しております。下記よりお手続きください。

(PC利用中に)

・「ウイルス感染! サポートはこちら  
(電話番号)〇〇-△△…」

(ショートメールで宅配業者を装い)

・「宅配業者〇〇です。お荷物をあずかっております。こちらをクリック↓  
「https://～」

## アドバイス

- ◆国の機関が直接電話をしたり、国際電話(+番号)を使用することはありません。電話を切るか、留守番電話機能や発信番号通知を活用し、知らない番号は出ないようにしましょう。
- ◆身に覚えのない請求は無視し、一切連絡しないようにしましょう。画面をタップ(クリック)してはいけません。
- ◆警告音が鳴っても偽物の可能性があります。あわててPCに表示された番号に電話してはいけません。「個人情報が流出する」など、更に不安をあおられたりします。
- ◆対処方法や技術的なアドバイスは、(独)情報処理推進機構(IPA)のホームページが参考になります。(IPAホームページ:<https://www.ipa.go.jp/>)

## ②オレオレ詐欺

電話を利用して息子や孫、弁護士や警察官など次々とお芝居のように演じ、最終的に個人情報やお金をだまし取る手口です！



下4桁が0110（警察で使われることも多い番号）からの着信⇒ビデオ通話で警察手帳を見せられ…  
・「あなたの銀行口座が犯罪に使われた」  
・「確認のため住所、銀行口座を確認する」

## ③還付金詐欺

市役所職員などをかたり、「医療費や保険料の払い戻しがある」ともちかけ、ATMに誘い出し、お金を振り込ませる手口です！

・「〇〇市役所保険課◆◆です。  
介護保険料の払い戻しがあるので、今すぐATMで手続きしてください」  
・（→到着後）「操作方法をお伝えします。管理番号△△△を画面に入力してください」



### アドバイス

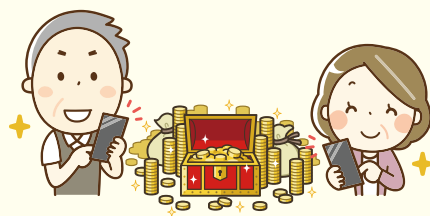
- ◆警察官がビデオ通話等で連絡を取ることはありません。また、公的機関の職員が、還付金などの受け取りのためにATMの操作を行うように連絡することはありません。
- ◆「手続きは今日中」などと急がされてもすぐに対応せず、電話を切って身近な人に相談するなど冷静に対応しましょう。
- ◆電話の相手を簡単に信用し、相手に個人情報や口座情報を絶対に伝えてはいけません。
- ◆電話で「還付金」「通帳」「キャッシュカード」「ATM」「電子マネー」などの話が出たら詐欺を疑いましょう。
- ◆不審な電話があったら、消費生活センターや警察（#9110、最寄りの警察署など）にも相談しましょう。

## 2 SNS 型投資・ロマンス詐欺

SNSとは、スマホやパソコンで人と人がつながる仕組みです。便利ですが、顔が見えない知らない人からの誘いに乗ってしまうと、詐欺に巻き込まれる危険があります！

### ①投資詐欺

SNSを通じて「株などに投資すれば利益が出る」ともちかけ、最終的に「投資金」「手数料」などと言い、お金をだまし取る詐欺です！



#### 事例1

「投資で100万円が1億円に！」という有名人のSNS広告を見て、少しでも年金の足しにしたいと思い、メッセージアプリを登録した。利益を増やすためと言われ、振込みを繰り返した。その後、運用状況を見ると利益が出ていたので、お金をおろそうとしたら「高い手数料や税金がかかる」と言われた。

#### 事例2

動画を見ていたら「スマホで簡単15分」「誰でも簡単にできる副業」の広告が流れ、広告をクリックし、サイトに登録した。後日、「もっともうかるために、サポートプランに登録しないか？」ともちかけられた。だんだん怖くなったので断ったところ、「もうかればすぐに返せる」と借金を勧められた。

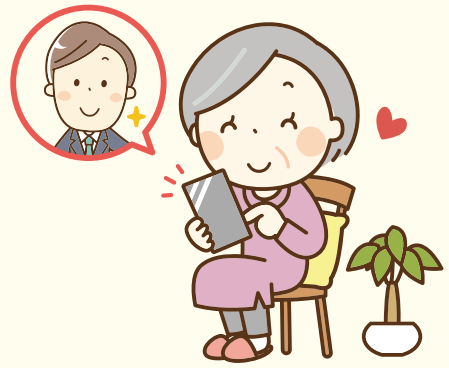


### アドバイス

- ◆簡単にもうかるうまい話はありません！このような広告をうのみにしてはいけません。
- ◆投資資金などの振込先に個人名義の口座を指定された場合は詐欺です。一度振り込んでしまうと取り戻すのがとてもむずかしくなります。
- ◆有名人の名前を使った広告は、本人の公式サイトで注意喚起がされていないか確認しましょう。
- ◆不審に思ったら、振り込む前に、消費生活センターや警察（#9110、最寄りの警察署など）に相談しましょう。

## ②ロマンス詐欺

SNS やマッチングアプリ（同じ趣味や目的を持つ人を捜せる出会いのためのアプリ）を通じて出会った相手と実際に会うことなく、恋愛感情を抱かせて金銭をだまし取る詐欺です！



### 事例

突然、インターネットメールに見知らぬ人から間違いメールが届き、やり取りを繰り返すうちに、心を許してしまった。そのうち、相手から「2人の将来のために」「会いに行きたいが旅費がない」など言われ、指定された口座に何度もお金を振り込んでしまった。しばらくすると相手との連絡が取れなくなり、だまされたことに気が付いた…家族にばれるのが恥ずかしくてどうすればよいのかわからない…

### アドバイス

- ◆SNSなどで知り合った相手から「2人の将来のために」とお金をお願いされることがありますが、これは詐欺の手口の一つです。
- ◆有名人やたとえ知ってる人の名前でも「なりすまし」の可能性があります。お金の振り込みなどを求められても絶対に支払ってはいけません。また、もうけ話をすすめられてもきっぱりと断りましょう。

SNSは便利なツールですが、悪用され、高齢者が被害に遭うケースが数多く発生しています。少しでも「おかしい」と思ったら迷わず家族や消費生活センター、警察に相談しましょう！



### 3 点検商法

排水溝や床下、屋根などを「無料で点検・掃除する」といって訪問し、「柱が腐っている」「瓦がずれて雨もりする」「放置すると大変なことになる」などと不安をあおり、必要のない工事や商品を契約させる手口です。

#### こんな誘い文句にご用心！



#### 手口1

「今日だけ割引」「キャンペーン中」  
「このままだと大変なことになる」  
などと契約を急がせたり、不安をあおる

今日だけ



#### 手口2

「法律で義務付けられている」「市から委託されている」などと正規の点検のふりをする

#### 手口3

「(台風後) 加入している火災保険を使えば家の修理ができる」  
「申請のサポートをする」などと言い、高額な手続き料を請求する

#### アドバイス

- ◆事業者は、業者名、訪問目的を伝える義務があります。まずは、「どなたですか、何のご用ですか」と確認を！
- ◆契約を急がせる誘い文句には要注意！  
(安い金額で勧誘し、不要な箇所の修理を勧められ、最終的に高額な請求をされる場合もあります)
- ◆**すぐに契約せず身近な人に相談し、複数の事業者から見積もりを取り比較検討しましょう！**
- ◆「保険金が使える」と言われたら加入している保険会社へまず確認しましょう。

#### ◆もし必要のない契約をしてしまったら…

- このような訪問販売の場合、契約後8日以内はクーリング・オフが可能！
- 勧誘方法や契約書に問題がある場合は、期間を過ぎていても契約を解除できる場合があります。判断や対応で困ったら消費生活センターへご相談を！

クーリング・オフ  
15ページへ

## 4 貴金属などの訪問購入（押し買い）

「不用品を買い取ります」と電話があり、訪問すると、「貴金属を高く買い取る」と言いながら、実際には不当に安い価格で買い取る手口です。その他、「これ以外にも不用になった物はないか」と、売るつもりがなかった物も安い価格で強引に買い取られることもあります！



### アドバイス

- ◆業者に買い取りを依頼する場合には、家族や友人などに同席してもらいましょう。売るつもりのない物をかたんに見せてはいけません。
- ◆訪問購入で飛び込みの勧誘は法律で禁止されています。呼んでいない業者が来たら、きっぱり断りましょう！
- ◆売るときには、必ず業者から契約内容が書かれた書面をもらいましょう。
- ◆契約後8日間は、商品を渡すことを拒むことができます。

## 5 強引な電話勧誘・送りつけ商法

### 事例

カニなどの海産物を「安くで買わないか？」と強引な電話勧誘があった。断ったのに、大量の品物と高額な請求書が送られてきた！



### アドバイス

- ◆留守番電話機能なども利用し、すぐに電話に出ないようにしましょう。
- ◆不要な契約は「いりません」「二度と電話しないでください」などきっぱり断りましょう。
- ◆契約する意思がない人へ、電話や訪問で再度勧誘することは法律で禁止されています。
- ◆一方的に送り付けられてきた商品はすぐに処分することができますが、まずは贈り物でないか、身近な人に確認しましょう。

### ◆もし必要のない契約をしてしまったら…

- このような訪問購入・電話勧誘販売の場合、契約後8日以内はクーリング・オフが可能！
- 判断や対応で困ったら消費生活センターへご相談を！

クーリング・オフ  
15ページへ

## 6 レスキューサービスの契約トラブル

### 事例 1

トイレの調子が悪く、「料金〇〇円から!」の広告を見て事業者に連絡したところ、「これは修繕できない、新品と交換することになる」と、高額な請求をされた!



### 事例 2

庭にハチの巣ができたため慌ててネットで検索した事業者に駆除を依頼。

契約書面を交わす前に作業が始まり、最終的にはネット広告より大幅に高い料金を請求された!

### アドバイス

- ◆事業者に訪問を依頼する前に費用や作業内容の契約条件をよく確認しましょう。
- ◆契約後のトラブルに備えて、契約書面を交わしましょう。広告表示と請求額が大きく異なる高額な作業契約をした場合はクーリング・オフできる可能性があります。
- ◆予想外に高額な金額を提示された場合は、その場ですぐに支払わず、消費生活センターに相談しましょう。

クーリング・オフ  
15ページへ

## 7 スマホとのセット契約トラブル

### 事例

ショップで新しいスマホを購入した。その際、「今ならタブレット端末も一緒に購入するとお得」と勧められ契約したところ、高額な請求を受けた。更に、「解約するには解約料が別途(追加で)かかる」と言われた。



### アドバイス

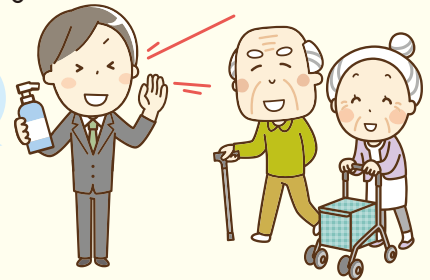
- ◆契約を勧められても、自分が本当に必要だと思ったものだけ契約し、内容がよく分からないと思った契約は断りましょう。迷った時はその場で契約せず、家族など身近な人に相談しましょう。
- ◆事業者には情報提供や説明に努める必要があるとされています。月額料金や解約の条件など、不明な点は事業者によく確認したり、家族など信頼できる人と一緒に確認をしたりしましょう。

## 8 催眠商法（ハイハイ学校）

閉め切った会場に人を集め、日用品の無料配布や安売りで会場を盛り上げ、冷静な判断ができなくなったところで、高額な商品（健康器具など）を売りつける商法です。

### ここが怖い…

集まってくれたみなさんにはプレゼントしますよ！



### 手口1

無料や低価格で日用品を提供すると会場へ誘い込み、得した気分させる。

### 手口2

会場から出られないように見張り、健康器具や布団など高額商品を契約するまで帰さないことも！

### アドバイス

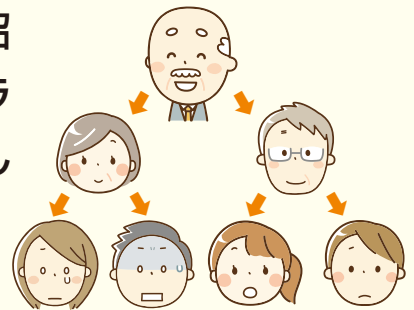
- ◆何も買わずに帰るのは至難の業です。会場に入らないことが第一です！
- ◆契約後、8日以内はクーリング・オフが可能！

クーリング・オフ  
15ページへ

## 9 マルチ商法・ネットワークビジネス

友人や知人を勧誘すると、利益が出る、紹介料がもらえるなどと言って勧誘し、ピラミッド型に会員を増やしながら商品を販売していく商法です。

### ここに注意！



思うように商品が売れず、多額の借金と商品在庫を抱えてしまうと同時に、周りの人を勧誘すると人間関係が壊れる恐れもあります！  
必ず利益が出るといううまい話はありません！

### ◆もし必要のない契約をしてしまったら…

- 契約後20日以内は、クーリング・オフが可能！
- 期間をすぎていても途中で解約できることもあるので、不安に思ったら早めに相談しましょう！

クーリング・オフ  
15ページへ

## 10 インターネットのトラブル

パソコンやスマートフォンの普及に伴い、インターネットに関するトラブルが増加しています。

### ① 偽サイトに警戒を!

住所・氏名・電話番号…入力!



#### 事例

大手通販サイトで、他より安い価格で販売されている高級腕時計を注文。代金を指定された銀行口座に振り込んだが商品が届かず、連絡先の電話番号がない。

#### アドバイス

- ◆サイトに表示されている「事業者名称」「住所・電話番号などの連絡先」を自分でもインターネットで調べるなど、不審な点がないかをよく確認しましょう。
- ◆最終確認画面をスクリーンショット（画面をそのまま写真に残す）で保存するなど証拠を残しましょう。
- ◆もし被害に遭ったり、クレジットカードの番号を入力してしまった場合は、直ちに支払いに利用した金融機関やクレジットカード会社に相談しましょう。

### ◆チェックポイント ～注文前に必ず確認を～

- 価格が通常より不自然に安くなっていないか、不自然な日本語になっていないか
- 支払方法が限定(個人名義の銀行振り込みのみ)されていないか
- キャンセルや返品についてのルールの記載があるか

### ② あわてないで! ワンクリック詐欺!

#### 事例

興味本位で、パソコンの無料アダルトサイトを開くと、いきなり『会員登録完了』となり、数万円の登録料の請求画面になり、消えなくなった!

ご登録ありがとうございます。  
会費 **99,800円**  
振り込んでください。



#### アドバイス

- ◆ワンクリック詐欺の手口です。契約は成立していないので支払う必要はありません（13 ページ参照）。
- ◆相手に連絡すると連絡先が知られるため一切無視しましょう。
- ◆パソコンを再起動しても請求画面が現れる場合は、(独)情報処理推進機構 (IPA) のホームページ掲載の復旧方法を参考にしてください。

# 11 通信販売トラブル (テレビ・カタログ・ネットショッピング など)

通信販売とは、お店に行かなくても電話やインターネットなどでお買い物ができる仕組みです。自宅でかんたんに使える通信販売ですが、その一方、「1回限りのつもりが2回目の商品が届いた」「返品したいが事業者と連絡が取れない」など、思いもよらないトラブルが起こることもあります。

## お試しのつもりが定期購入に!?

### 事例 1

ネット広告で見た健康食品を1回だけお試しのつもりで注文。後日、2回目の商品が送られてきたので、必要ないと送り返したら高額な請求書が届いた。

### 事例 2

動画を見ていると、「たった〇円!」と低価格の化粧水の広告を見た。1回のつもりで注文したが、定期購入が条件であることがわかった。電話してもずっとつながらず、やっと話ができしたが「SNSで解約手続きを」と言われた。

### アドバイス

- ◆低価格をうたう広告やチラシを見て、「1回限り」のつもりで注文したら定期購入が条件であったという相談が、幅広い年代から非常に多く寄せられています。
- ◆「自分は1回分しか頼んでいないから」と商品を送り返したり受け取り拒否したりしても、契約は一方的に取り消すことができないため解約したことにはなりません(13頁参照)。
- ◆**通信販売は、クーリング・オフが適用されません(15頁参照)**。解約・返品は販売業者の決めた規約に従うことになります。
- ◆返品の可否やその条件などの返品特約を明示することが決められていますが、明示がない場合は、商品到着後8日間は送料を購入者負担で返品することができます。
- ◆誤認させるような表示があった場合は申し込みが取り消せる場合があります。
- ◆信頼のおける事業者を選ぶ目安として、**ジャドママークを確認しましょう。**

ご存じ  
ですか??



日本通信販売協会の審査に合格した正会員の目印

## ◆チェックポイント ～注文前に必ず確認を～

通信販売での買い物は購入前に実物の確認ができません。「お試し」「初回限定〇〇円!」「いつでも解約可能!」などお得感をうたう広告からの注文は、確定する前によく確認をしましょう!

### スマホで申し込んだ場合のイメージ

「解約、返品ができるか」「その条件はどうなっているか」など、返品特約や解約の条件は確認しましたか?

1回限りの注文ですか?  
定期購入、〇か月コース、  
購入回数が条件になっていませんか?

支払い総額はいくらですか?  
(初回価格と2回目以降の価格は違います)

お届け予定日や利用規約は  
確認しましたか?

今だけ特別価格!  
たったの **500円!!**

注文を確定する

注文を確定する前に…

- ネットで注文する時は必ず「最終確認画面」を確認し、スクリーンショットで保存して証拠を残しましょう!!
- テレビショッピングの時は注文電話の際に、上記のチェックポイントを必ず確認しましょう!!



## 12 クレジットカードの仕組みを知ろう！

クレジットとは、「信用」という意味です。消費者がクレジットカードで買い物をすると、クレジット会社（信販会社）は消費者の信用をもとに、商品の代金を立て替えて販売店に支払います。消費者は、後日、代金に手数料を加えた金額をクレジット会社に支払います。



### 利用するときの注意点

- ◆クレジットカードを利用することは借金をしていることと同じです。
- ◆リボ払い（あらかじめ設定した金額を毎月支払う）や、キャッシング（カードを使ってお金を借りられる）をたくさん使うと高い利息や手数料で返済が多くなります。
- ◆カードの利用明細は必ず確認しましょう。（紙だけでなくウェブ上のものも同じです。）
- ◆クレジットカードや電子マネーでの支払い（キャッシュレス決済）もお金と同じ価値があります。計画的な使い方や管理に十分注意しましょう。

## 13 多重債務などの借金トラブル

すでにある借金の返済のために別の業者からさらに借り入れ、借金がふくれ上がり返済が難しくなる状態を、**多重債務**と言います。

- ◆返済のための借金は絶対にしないようにしましょう。
- ◆ヤミ金融などの悪質業者からの連絡は無視しましょう。連絡先を教えるとしつこく勧誘されたり、おどされたりする場合があります。
- ◆どんなに多くの借金があっても必ず解決方法があります。1日も早く、消費生活センターや弁護士、司法書士などに相談することも大切です。

## 14 契約とは？

悪質商法やうそ電話詐欺などによるトラブルは「契約の大切さ」を認識することで防げることもあります。

「契約」について学びましょう！



### ① 契約の成立

契約は「申込み」と「承諾」のお互いの意思が合致すると成立します。「買いたい」という消費者の意思と、「売りたい」というお店の意思が合致すれば契約が成立したことになります。

契約書や印かんがなくとも、口約束だけでも契約は成立します。



### ② 契約の責任

契約が成立すると、原則として一方的に契約をやめることはできません。関係する両者に法律的な責任(権利・義務)が生じます。

消費者・・・「商品を受け取る権利」と「代金を支払う義務」

事業者・・・「代金を請求する権利」と「商品を引き渡す義務」

### ③ 契約を取り消すことができる特別な場合（主なもの）

民法や消費者契約法、特定商取引法などの法律では、一方から契約を取り消すことができる規定があります。

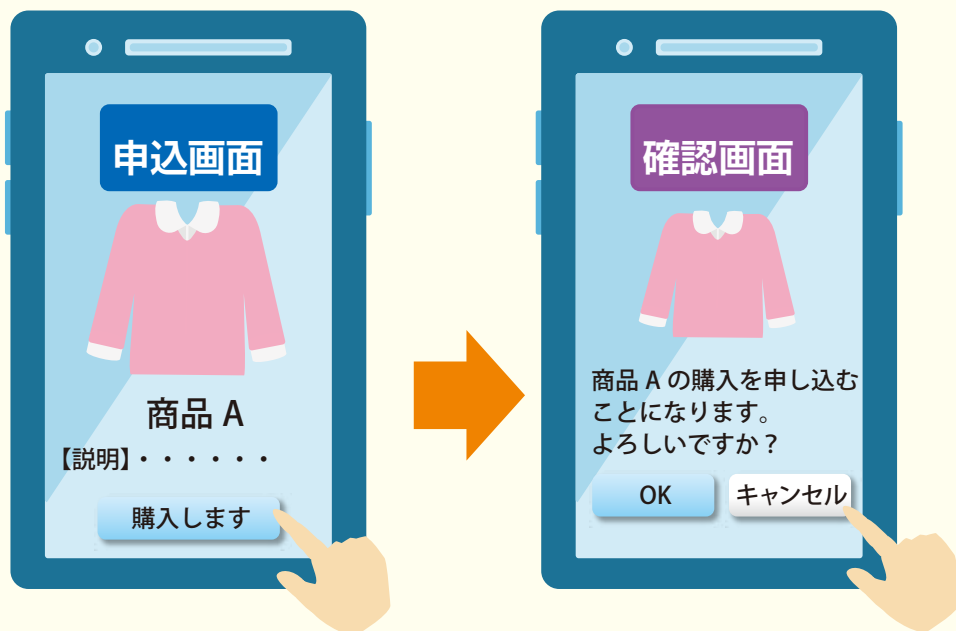
(例) ●法律や契約でクーリング・オフが認められている場合（→15 頁）

- 相手に法律で定められているような不当な勧誘行為があった場合
- だまされたり、おどされたりした場合
- 相手が約束（契約内容）を守らなかった場合

※その他、未成年者が保護者の同意なく契約した場合も取り消しできます。

## ④ インターネット上の契約

インターネット上でも、契約は、売り手と買い手の意思が合致すると成立します。ただし、スマートフォンやパソコンでは誤ってボタンを押してしまう可能性があります。そこで電子消費者契約法\*により、「申込画面」のあとに、申し込んだ内容を確認するための「確認画面」がなかった場合は、消費者は錯誤（勘違い）による契約の無効を主張することができます。



\*電子消費者契約法…ネットでうっかり買ってしまった時に消費者を救済するためのルール。



## インターネットでの取引の注意点

- ◆インターネット上にはその情報もあります。信頼できるサイトなのかよく調べましょう。
- ◆①連絡先 ②返品条件 ③支払方法 ④利用規約などは必ず確認しましょう。  
「しまった!」と思っても、ネットショッピングは、クーリング・オフ（→15頁参照）が適用されません。
- ◆注文内容の確認画面をスクリーンショットするなど、取引の経過を保存しておきましょう。
- ◆むやみに個人情報を入力してはいけません。入力した情報は取り戻せません。セキュリティ対策がとられているか、確認しましょう。

うっかり契約したあとで「やめておけばよかった…」と思ったときは、

## 15 クーリング・オフを活用しましょう！

### ①クーリング・オフとは？

訪問販売や電話などで勧誘を受けて、契約したとき、期間内に手続きをすれば、無条件で契約を解除できる（理由がなくても契約をやめられる）制度です。



### ②クーリング・オフの方法

契約書を受け取った日を含めて期間内にはがきなどの書面や電磁的記録（ファクスや電子メール、ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォームなど）で行います。

取引形態	期間	適用対象
訪問販売	8日間	事業者の店舗以外の場所での契約（催眠商法（ハイハイ学校）含む）
訪問購入		業者が訪問して買取をする取引
電話勧誘販売		事業者から電話で勧誘を受けた契約
特定継続的役務提供		一定の期間・金額を超えるエステや語学教室などに関する契約
連鎖販売取引	20日間	いわゆるマルチ商法による取引
業務提供誘引販売取引		いわゆる内職商法やモニター商法などによる取引

### ③クーリング・オフすると…

- **支払い済みの現金は、全額返金されます。**（違約金等の支払いは不要）
- **すでに受け取った商品は、販売業者の負担で**引き取ってもらえます。  
（⇒商品は引き取りまできちんと保管を！）
- 工事などは、土地や建物を無料で元の状態に戻すよう業者に請求できます。
- **クーリング・オフの効果は、期間内に書面や電磁的記録を送った時点で発生します。**（⇒相手に届いていなくても有効！）

#### クーリング・オフができない主な例

- ◆ 店舗販売 ◆ 通信販売（10分参照） ◆ 自動車の購入 ◆ 葬式の契約
- ◆ 化粧品や健康食品などの消耗品のうち、自分で開封し、使用・消費した分
- ◆ 3,000円未満の現金取引 など

# 16 クーリング・オフはがきの記載例

## ◆クーリング・オフ書面の書き方（はがきの場合）

郵便はがき □□□□□□□□	住所 ○ ○ 株式会社 代表者 様
契約解除通知	
契約年月日 令和○年○月○日	
商品名 ○○○○	
契約金額 ○○○○○円	
販売会社 ○○株式会社	
(担当者名 ○○ ○○)	
上記契約を解除します。 すみやかに支払い済みの○○円 を返金し、商品を引き取って ください。	
令和○年○月○日	
住所 ○○○○○○○○○	
氏名 ○○ ○○	



- ※郵便局の窓口で「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
  - ※あて先は代表者あてでかまいません。
  - 郵送前に、はがきの表と裏をコピーし、郵便局で受け取った受領書とともに保管しておきます。
  - クレジット契約を利用した場合は、クレジット会社と販売会社両方に同時に書面を送付します。
- ※2022年6月から、クーリング・オフが電磁的記録でもできるようになりました。  
この場合、送信済メール、通知内容や通知した日付が分かるデータも保存しましょう。(画面のスクリーンショットなど)

### アドバイス

クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約書の記載内容に不備などがある場合は、契約の取消や解除ができることがあります。  
あきらめないで消費生活センターにご相談ください。

# 17 消費生活相談に関する相談窓口

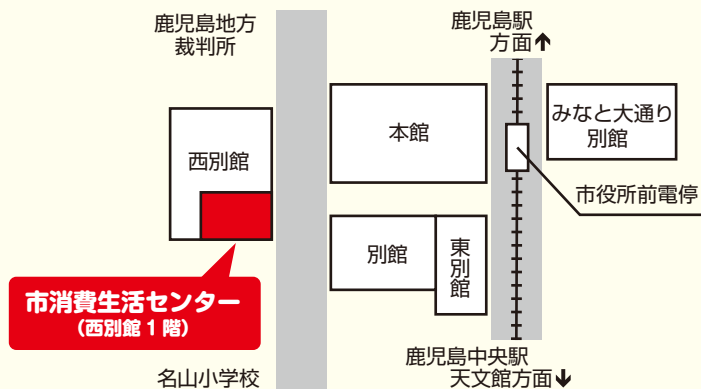
悪質商法、契約トラブルなどで困ったときはまず相談！

## ■ 鹿児島市消費生活センター

〒892-8677 鹿児島市山下町 11 番 1 号 (市役所西別館 1 階)

相談電話 **099-808-7500** (平日)9:00~17:15

※来所相談は原則電話での予約が必要



## ■ 鹿児島県消費生活センター

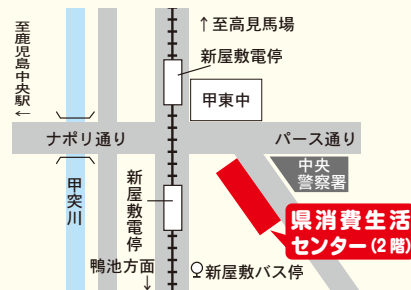
〒892-0838 鹿児島市新屋敷町 16 番 203 号  
(県住宅供給公社ビル 2 階)

相談電話 **099-224-0999**

(平日) 9:00 ~ 17:00

(土) 10:00 ~ 16:00

※来所相談は原則電話での予約が必要



身近な相談窓口につながる全国共通の消費生活相談ダイヤルです

## ■ 消費者ホットライン

相談電話 **188** (いやや!泣き寝入り)

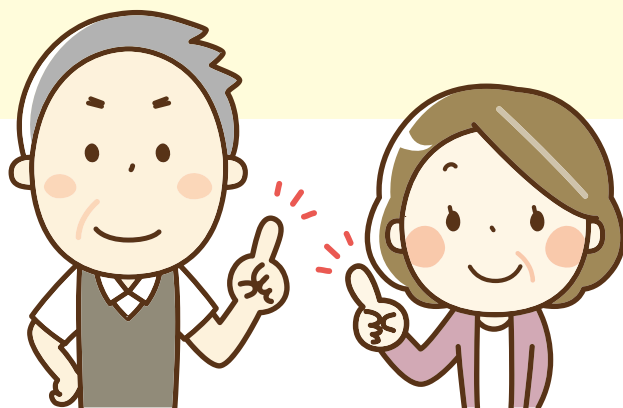
※ガイダンスが流れて、近くの相談窓口につながります。

その他の相談窓口 (詐欺や犯罪など)

■ 警察安全相談窓口 **#9110** (24 時間受付)

# 悪質商法に ひっかからないための心得

- だ 大事なものは冷静な判断
- ま まず疑って確認しよう
- さ 最後まで契約書を読む
- れ 冷静に家族や友人に相談
- も もうけ話はウソと思え
- は 話がうますぎたら要注意
- ん 「ん？」と思ったら立ち止まれ



令和8年3月発行

リサイクル適正の表示：紙へリサイクル可